

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	福祉医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田原本町は、福祉医療事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

田原本町長

公表日

令和7年12月22日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	福祉医療に関する事務
②事務の概要	<p>福祉医療(田原本町子ども医療費助成条例、同施行規則、田原本町心身障害者医療費助成条例、同施行規則、田原本町ひとり親家庭等医療費助成条例、同施行規則、田原本町重度心身障害老人等医療費助成要綱、田原本町福祉医療費資金貸付要綱、田原本町母子保健法に基づく措置に関する規則)に基づき医療費助成等の事務を行う。</p> <p>特定個人情報は次の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none">①助成対象者の資格審査、世帯情報や異動の確認、更新や資格証発行等の資格管理②医療費助成金の給付③貸付の審査、医療費一部負担金の貸付、福祉医療助成金との相殺④未熟児養育医療費給付の審査、医療券の発行、徴収額の決定、福祉医療助成金との相殺⑤公金受取口座への助成金等の振込⑥資格認定に必要な所得情報等の照会に関する事務
③システムの名称	福祉医療システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、ECUシステム、統合宛名管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者台帳ファイル、給付台帳ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表の70の項 番号法第9条第2項 田原本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第一第1,2,3,4,5号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の96の項 番号法第19条第16号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉部住民保健課
②所属長の役職名	住民保健課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2108
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	田原本町 住民保健課 保険医療年金係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2096
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>〔 1,000人以上1万人未満 〕 <選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人未満 〕 <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕 <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2) 又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[委託しない]
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[提供・移転しない]
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[接続しない(入手)] [接続しない(提供)]
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	
判断の根拠	【別紙参照】		
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢>	
最も優先度が高いと考えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 従業者に対する教育・啓発 		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢>	
判断の根拠	<p>特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置・技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。</p> <p>上記のほか、以下の対策を徹底する運用としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管する。 USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行う。 特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存する。 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求連絡先	秘書広報課 広報統計係	広報課 情報発信係	事後	機構改革による
平成28年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	後期高齢者医療係	福祉・高齢医療係	事後	機構改革による
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署	植田 知孝	笹岡 吉久	事後	人事異動による
平成30年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求連絡先	田原本町 広報課 情報発信係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2069	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2073	事後	機構改革による
令和1年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	住民保険課長 笹岡 吉久	住民保険課長	事後	更新
令和1年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	更新
令和1年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2014/10/1	2019/6/1	事後	更新
令和1年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2014/10/1	2019/6/1	事後	更新
令和1年6月1日	IVリスク対策	(なし)	(項目追加)	事後	様式の変更による
令和2年7月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2019/6/1	2020/7/1	事後	更新
令和2年7月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2019/6/1	2020/7/1	事後	更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二第70号 番号法第19条第14号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2条	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二第70号 番号法第19条第16号	事後	更新
令和3年6月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2073	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2114	事後	電話番号の変更による
令和3年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	更新
令和3年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2020/7/1	2021/6/1	事後	更新
令和3年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2020/7/1	2021/6/1	事後	更新
令和4年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	住民福祉部住民保険課 住民保険課長	健康福祉部保険医療課 保険医療課長	事後	機構改革による
令和4年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	田原本町 住民保険課 福祉・高齢医療係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2095	田原本町 保険医療課 福祉・高齢医療係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2095	事後	機構改革による
令和4年12月16日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	④未熟児養育医療費給付の審査、医療券の発行、徴収額の決定、福祉医療助成金との相殺	④未熟児養育医療費給付の審査、医療券の発行、徴収額の決定、福祉医療助成金との相殺 ⑤公金受取口座への助成金等の振込 ⑥資格認定に必要な所得情報等の照会に関する事務	事前	事務手続きの追加
令和5年6月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月23日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	更新
令和6年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2114	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2108	事後	電話番号の変更による
令和6年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	更新
令和6年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	更新
令和6年6月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一第49号 番号法第9条第2項 田原本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第一第1,2,3,4,5号	番号法第9条第1項及び別表の70の項 番号法第9条第2項 田原本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第一第1,2,3,4,5号	事後	更新
令和6年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二第70号 番号法第19条第16号	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の96の項 番号法第19条第16号	事後	更新
令和7年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	福祉医療システム、宛名システム、住民、団体内統合宛名システム、中間サーバー	福祉医療システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、ECUシステム、統合宛名管理システム、中間サーバー	事後	内容の見直しによる
令和7年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	健康福祉部保険医療課	住民福祉部住民保健課	事後	機構改革による
令和7年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	保険医療課長	住民保健課長	事後	機構改革による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	田原本町 保険医療課 福祉・高齢医療係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2095	田原本町 住民保健課 保険医療年金課係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2095	事後	機構改革による
令和7年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	更新
令和7年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	更新
令和7年6月1日	IVリスク対策		項目追加	事後	様式の変更による

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書) 評価書番号15【別紙】

8. 人手を介在させる作業

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か

判断の根拠

■経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。

- ①特定個人情報の入手に関する対策
 - ・福祉医療システムにおける措置:個人番号カードや本人確認書類の厳格な確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。
 - ・宛名番号や保険証番号を用いて突合を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。
 - ・複数職員によるチェックや入力結果確認用リストを用いた事後チェックで誤入力を防止している。
 - ・伝送通信ソフトでは個人番号を表示せず、誤った対象者に関する情報の入手を防止している。
- ②必要な情報以外を入手することを防止する対策
 - ・福祉医療システムにおける措置:データベース項目の設計や入力項目の制御を行い、必要な情報以外の登録を防止します。
 - ・複数人による二重チェックを実施している。
- ③不正な使用を防止する対策
 - ・福祉医療システムにおける措置:ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限を行っている。
 - ・住民から入手する場合も届出等の書面を用いて取得し、使用用途を明確にしている。
 - ・府内連携により、移転元から提供されるデータファイルを取り込む方式で、予め決められた情報以外のデータ入手しない仕組みにしている。
- ④特定個人情報の使用に関する対策
 - ・障害者福祉システムにおける措置:個人番号利用事務に係るシステム以外からは特定個人情報ファイルを直接参照できないようアクセス制御を行っている。
 - ・府内連携機能側のアクセス制御により業務に不必要的情報にはアクセスできないようにしている。
 - ・アクセス権限の設定により、許可された者以外は個人番号がマスクされた状態で表示している。
 - ・伝送通信ソフトにおける措置:受給者情報異動連絡票データおよび受給者情報訂正連絡票データを暗号化して送信することで、データの漏えいや改ざんを防止している。
- ⑤ユーザ認証の管理
 - ・福祉医療システムにおける措置:二要素認証を行い、ユーザIDに付与されるアクセス権限によって利用可能な機能を制限している。
 - ・不正な端末から利用できないよう制御し、アクセス権限がなくなる場合は速やかにユーザIDの失効処理を行っている。
 - ・伝送通信ソフトにおける措置:個人ごとにユーザIDを割り当て、パスワードによるユーザ認証を実施している。
 - ・共用IDの発行を禁止し、個人番号を表示しないことで不正使用のリスクを軽減している。

■上述に加えて、移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。

- ①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理
 - ・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限している。
 - ・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御している。
 - ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。
- ②移行データ
 - ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態としている。
 - ・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。
 - ・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、専用線による接続を行い、外部からの読み取りを防止している。
- ③テストデータ
 - ・特定個人情報をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、必要最小限のテストデータのみを生成している。
- ④相互牽制
 - ・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施している。